

# 平成 26 年度官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 学 内 募 集 要 項

本制度は、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による、我が国の学生の海外留学促進のために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援する制度です。

申請希望者は、本募集要項及び次のホームページを必ず確認の上、申請書類を提出してください。

「平成 26 年度官民協働海外留学支援制度募集要項」

<https://tobitate.jasso.go.jp/#form>

記

## 1. 応募資格

平成26年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～募集要項「9. 派遣留学生の要件」を全て満たし、かつ次の全ての条件を満たす者

- ・申請時点において、本学に在籍している者
- ・留学期間の全部について、本学に在籍する者
- ・留学期間の全部について、本学が定める条件を満たす海外旅行保険に加入する者
- ・希望する留学地域・国が外務省海外安全ホームページにおいて、「渡航の是非の検討」、「渡航の延期」または「退避勧告」と指定されている地域・国でない者

## 2. 申請書類等

応募学生は、「官民協働海外留学支援制度 トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラムホームページ」から、下記(2)に定める応募学生作成書類のデータをダウンロードして申請書類とデータを作成し、国際課に提出してください。

### (1) 応募学生作成書類

- |                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| ①平成26年度官民協働海外留学支援制度願書（様式1-1）        | … 6部 |
| ②平成26年度官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1-2）     | … 6部 |
| ③留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し | … 6部 |

※③については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

### (2) 応募学生作成データ

- ①平成26年度官民協働海外留学支援制度願書データ
- ②平成26年度官民協働海外留学支援制度留学計画書データ

### (3) 本学指定書類

- ①日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たすことを証する書類

○日本学生支援機構第二種奨学金

<http://www.jasso.go.jp/saiyou/documents/h26daigakutouyoyaku.pdf>

第1部Ⅱ. 予約奨学金の募集要項 3. 申込基準 (2) 家計基準 (5ページ) 及び第2部Ⅰ. 収入に関する証明書類 3. 収入証明書の提出一覧に定める必要書類 (12～13ページ) を参照のこと。

②留学先地域・国に関する外務省の「海外安全ホームページ」の写し

③申請書類等チェックリスト (□欄に☑を記入した上で、提出すること)

- ※ (1) の応募者作成書類については、いずれの書類も、JASSO提出分5部+本学用1部の計6部を提出すること。いずれの書類も正本1通、他は写しでよい。ただし、写しのみの提出を認めているものについては、全て写しでよい。
- ※ 上記(1)及び(2)の作成については、「平成26年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～申請の手引き」を参照すること。
- ※ (2)のExcelデータについては、添付ファイルにて3. 提出先に指定するメールアドレスに送付すること。
- ※ (3)の本学指定書類は、各1部を提出のこと。

### 3. 提出先

住 所：〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学学務部国際課 (東キャンパス1F) 窓口  
E-mail : int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp

### 4. 提出期限

平成26年 4月14日 (月) 午後3時(期限厳守)

- ※ 「平成26年度官民協働海外留学支援制度募集要項」 「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」記載の提出期日 (平成26年4月21日(月)17時必着) とは異なるので注意すること。
- ※ 提出期限を過ぎた場合にはいかなる理由があっても一切受け付けない。

### 5. その他注意事項

- (1) 本制度による派遣留学生は本学が主催する「危機管理セミナー」へ参加しなければならない。
- (2) 留学計画書については、本学教員等の指導を受けた上で提出すること。本学教員等とは、海外留学相談室教員、学部1、2年生にあっては基礎ゼミ担当教員またはクラス顧問教員、そして学部3、4年生並びに大学院生にあっては指導教員が想定される。
- (3) 留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、下記に定める最低保障条件の海外旅行保険に加入しなければならない。派遣先大学等で別途現地の保険への加入を義務づけられる場合も例外としない。

項目	最低保障条件
治療・救済費用	無制限または3,000万円～1億円
傷害死亡	3,000万円
傷害後遺障害	3,000万円
疾病死亡	3,000万円
賠償責任	1億円

- (4) 海外留学に関する情報収集等に当たっては、公的な留学情報機関である独立行政法人日本学生支援機構の

ホームページや海外でのトラブル防止に役立つ世界の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全ホームページ」の情報提供サービス等を活用すること。

- (5) 官民協働海外留学支援制度奨学金の支援を受けて留学を行う者は、留学開始の1ヶ月前までに留学前健康状態申告書の提出を義務づけるので注意すること。なお、本学の健康診断（毎年4月に実施）を受診していない者は、他の医療機関の健康診断書（厳封）を併せて提出すること。
- (6) 官民海外留学支援制度奨学金の支援を受けて留学を行う者は、学部生にあつては教務課、大学院生にあつては、各研究科等事務室にて、留学の手続きを行うこと。

## **6. 問合せ先**

○学務部国際課学生交流係

電 話 : 042-580-8764

E-mail : int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp

平成 26 年 3 月  
学生国際交流専門委員会